

2027年国際園芸博覧会 地球と共に―「環共」プログラム レッツグリーンアクション 実践者と楽しむ活動体験 募集要項

2027年国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、地球環境の限界（プラネタリー・バウンダリー）を意識し、生物多様性の保全（ネイチャーポジティブ）、脱炭素（カーボンニュートラル）、循環型経済（サーキュラーエコノミー）等を推進することで、「幸せを創る明日の風景」の実現を目指す国際博覧会です。

本博覧会では、環境と共に生きる社会を目指して自ら主体的に行動する団体、個人、企業、学校等のみなさまを「環共市民」と位置づけ、来場者が楽しみながら理解を深められる体験の提供を通じて、地球や環境への関心を高め、日常の意識や行動につなげていく参加型の取組「レッツグリーンアクション 実践者と楽しむ活動体験」（以下、「レッツグリーンアクション」という。）を実施します。

企画実施者（以下、「実施者」という。）として、自然や環境と共に生きる未来の実現に向けたみなさまの取組を、本博覧会場でぜひご提案ください。

1 2027年国際園芸博覧会の概要

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027
テーマ	幸せを創る明日の風景 (Scenery of the Future for Happiness)
開催期間	2027年3月19日（金）～2027年9月26日（日）（192日間）
開催場所	旧上瀬谷通信施設（神奈川県横浜市）
開催者	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
参加者数	有料来場者数 1,000万人

2 「レッツグリーンアクション 実践者と楽しむ活動体験」の概要

（1）概要

「レッツグリーンアクション」は、「環共市民」である団体・個人等の皆さまに主体となって環境に関するワークショップや体験型展示などの活動体験を提供していただくものです。来場者との対話や体験を通じて、自然や環境とともに生きる暮らしについて考えながら、未来に向けた行動のきっかけを共につくることを目指します。審査手続き後、企画実施に向けた専門家による支援や実施者同士の交流会なども予定しています。

（2）実施者に提供する内容

ア 本博覧会での活動体験の機会

日頃取り組まれている活動や本博覧会を機に実現したいアイデアを、本博覧会の会場で実施し、多くの方々と共有する機会を提供します。

イ 会場内の活動の場

本博覧会会場内の SATOYAMA Village に、実施者の皆さまによる活動の拠点「レッツグリーンテラス」を整備します。「レッツグリーンテラス」は屋内施設及び屋外空間から成り、実施する企画内容に適した会場をお選びいただけます。（詳細は「別紙」を御覧ください。）

ウ 企画実施に向けた伴走支援及び交流

企画をより魅力的にするための「対話・伴走プログラム」を提供します。専門家を招いた対話型の研修や実施者同士の交流の機会を通じて、企画のブラッシュアップや実施者間のネットワーク形成を支援します。（詳細は「7 対話・伴走プログラム」を御覧ください。）

3 募集内容

（１）募集する企画

環境活動に取り組む人々の輪を広げるワークショップ、体験型展示、園芸教室、創作体験等の企画

【企画例】※あくまで一例です。

- ・家庭生ごみから新たなエネルギーを作るワークショップ
- ・遊びながら学ぶキッズ向け環境教育ワークショップ
- ・自然災害と環境の関係を学ぶ防災×環境展示
- ・屋外空間を活用したファニチャーの制作・展示
- ・廃材・端材を活用したクラフトワーク体験
- ・サステナブルな素材や循環を伝えるエシカルファッションショー
- ・地域の食材を活かした地産地消の食育プログラム
- ・生物多様性調査及び成果発表セミナー
- ・海外や地域における自然を楽しむ体験の共有
- ・誰でも体験できる農業や自然とのふれあい
など

（２）対象

環境活動を行っている又は環境活動を始めたい団体、個人、学校、企業等

※年齢・地域・国籍、実績の有無は問いません。

※未成年が個人で応募する場合又は応募団体等の構成員が未成年のみの場合には、保護者の同意が必要です。

（３）募集数

100 組程度

(4) 募集期間

2026 年 7 月 21 日 (火) 13:00 ～ 10 月 2 日 (金) 17:00

※募集期間を延長いたしました。

4 応募方法及び応募書類

(1) 応募方法

以下の URL 又は二次元バーコードのリンク先の「地球と共に－『環共』プログラム」web サイトから申込フォームへアクセスしてください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/learn-enjoy/letsgreen/>



(2) 応募に必要な書類

- ① 様式 1 企画書※¹
- ② 企画書を補足する資料 (任意) ※^{1、2}
- ③ 様式 2 誓約書 (横浜市暴力団排除条例関係)
- ④ 様式 3 誓約書 (持続可能性関係)
- ⑤ 様式 4 持続可能性の確保に向けた取組状況について (チェックシート)
- ⑥ 受付諸注意に関しての保護者同意書※³

※¹ 基本和文。英文の場合は仮訳を添付。また、自動翻訳を使用した場合はその旨記載。

※² 活動実績やこれまでの取組内容など、企画内容をより具体的に伝えるための資料を提出することができます。以下のいずれかの形式でご提出ください。なお、ファイルをサーバーへアップロードする場合は、1 点あたり最大 10MB まで、登録できるファイルは 2 点までとします。

- ・活動実績や資料等が確認できる参照リンク
- ・写真又はドキュメント資料

※³ 未成年が個人で応募する場合又は応募団体等の構成員が未成年のみの場合

(3) 複数企画の応募

1 団体/個人につき、2 企画までの応募が可能です。ただし、その場合は企画ごとに応募に必要な書類一式をご提出ください。

(4) 応募内容の変更、取下げ

応募内容の変更又は取下げは、募集期間内であれば可能です。変更等を希望する場合は、「環共」プログラム事務局 (以下、「事務局」という。) ヘメールでお知らせください。

(5) 応募時の留意事項

ア 個人情報の取扱い

提出された個人情報は、応募受付、問い合わせ対応、審査結果の通知、書類返却、事業遂行に必要な業務、次回以降の事業案内等の目的に限り利用します。法令に基づく場合を除き、本人の同意なく、当該目的以外の利用又は第三者への提供は行いません。

イ 著作権等

- ・応募者は、本応募をもって、応募内容が第三者の著作権、肖像権、商標権その他一切の権利を侵害していないことを保証したものとみなします。
- ・応募内容に起因して、応募者と第三者との間に紛争等が生じた場合、主催者は一切の責任を負いません。

ウ 未成年の応募

- ・未成年が個人で応募する場合又は応募団体等の構成員が未成年のみの場合は、企画実施当日及び準備期間において、保護者等の同伴が必要となります。(団体等の場合、代表して1名の保護者等がいれば可。)

エ 各種法令・規則等の遵守

- ・応募者は、企画実施に際して、日本の法律並びに神奈川県及び横浜市の条例等関係法規を遵守しなければなりません。
- ・本博覧会のサステナビリティ戦略等を遵守・尊重し、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守する必要があります。公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）のホームページで公開している持続可能性に関する特記事項をご確認いただき、「持続可能性に関する誓約書（様式3）」と「持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式4）」をご提出いただきます。
 - 「サステナビリティに関する取組み」をご確認ください。
<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>
 - 「持続可能性に配慮した調達コード」をご確認ください。
https://expo2027yokohama.or.jp/assets/docs/sustainability/02_sus_code_20260430_1.pdf
 - 廃棄の最小化や容器・包装等については、「資源循環の考え方」を遵守してください。
https://expo2027yokohama.or.jp/assets-wp/uploads/2025/03/31_Resource_Circulation_Policy_20250317.pdf
- ・運営の際は、協会ホームページにて公開している下記の内容に配慮し、企画・実施していただきます。
 - プライバシーポリシー
<https://expo2027yokohama.or.jp/privacy/>
 - アクセシビリティに関する取組み
<https://expo2027yokohama.or.jp/about/accessibility/>

オ 暴力団排除の推進

暴力団、暴力団員（又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、テロリズムその

他の犯罪行為を行うおそれのある団体の構成員又はテロリスト等（疑いがある場合を含みます。）その他これらに準ずる者の応募（団体等での応募の場合、この条件はすべての構成員に適用されます。）であると判明した場合には、応募を無効とします（採択後であっても無効とします）。

カ その他

- ・主催者が活動風景等を記録した写真・動画については、広報物、出版物、ウェブサイト等に使用場合があります。応募者は、応募をもってこれに同意したものとみなします。
- ・天候・災害等により主催者が必要と判断した場合は、事業の延期又は中止を行うことがあります。その際、応募者に生じた損害について、主催者は一切責任を負いません。
- ・採択後に、企画の取り止めを希望する場合は、速やかに事務局に電話又はメールにて連絡するとともに、別途事務局が示す様式にて辞退届を提出していただきます。
- ・本博覧会には、海外の方や障がい者など多様な方々の来場が想定されます。可能な限り、言語の違いや障がいの有無にかかわらず参加できる企画の検討をお願いします。
- ・一方で、来場者の多くは日本語話者であることが想定されます。日本語以外の言語を使用する場合には、コミュニケーションが取れる工夫をお願いします。
- ・企画は、来場者が無料で参加できるものとしてください。ただし、一定の条件の下、実費相当分の徴収が可能となる場合があります。詳細は「8（3）来場者からの徴収」をご覧ください

（6）審査除外事項及び採択取消事項

次のいずれかに該当又は該当するおそれがあると判断した場合は、審査対象外とします。採択後に判明した場合も、採択を取り消すものとします。この場合に応募者に生じた損害について、主催者は一切の責任を負いません。

- ・応募書類に虚偽の記載があった場合
- ・権利侵害その他の問題が判明した場合
- ・暴力団等犯罪行為を行うおそれのある団体の構成員又はテロリスト等その他これらに準ずる者の応募の場合
- ・その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ・実施内容について、公序良俗に反する内容、法律・条約等に違反する内容
- ・警備上問題があると思われる内容
- ・特定の国、団体、企業に対しての誹謗や中傷
- ・特定の宗教に偏向した、又は公平性を欠く内容
- ・来場者や施設などに危険が及ぶと思われる内容
- ・応募企画から極端に逸脱する内容
- ・上記に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められる内容

5 審査について

（1）審査基準及び審査方法

主催者は、以下の審査基準に基づき、有識者等で構成される審査会により応募書類をもとに審査を行います。

▼審査基準

- ①テーマとの整合性、②話題性・共感性・新機軸性、③多様性
- ④実現性、⑤向上性、⑥継続性・発展性

(2) 結果通知

審査結果は採択に関わらず、メールにより応募者に対して個別に通知します。

(3) その他

審査結果についてのお問合せ及び審査に対する異議申し立てに応じることはできません。

6 結果通知までのスケジュール（予定）

2026 年 7 月 21 日（火）13 時	企画募集開始
2026 年 10 月 2 日（金）17 時	企画募集締切
2026 年 10 月	審査
2026 年 10 月下旬	結果通知

7 対話・伴走プログラム

(1) 概要

企画をより魅力的に、来場者に伝わる形へ磨き上げるための「対話・伴走プログラム」を提供します。各分野の専門家を招いた対話型研修や、実施者同士の交流会を通じて、企画の更なる充実を図るほか、会期後にもつながる実施者のスキルアップと実施者間のネットワーク形成を目指します。

(2) 対象

審査の結果、採択された団体・個人等

(3) 実施時期

2026 年 11 月～2027 年 2 月（予定）

(4) 実施場所・方法

神奈川県内、オンラインとのハイブリッド開催（いずれも予定）

(5) 実施事項

- ・キックオフミーティング〔2026 年 11 月 8 日（日）午後〕
 - ・対話型研修〔2026 年 11 月～2027 年 2 月：3 回程度〕
 - ・交流会〔会期前：1 回、会期中：3～5 回、会期後：1 回〕
- ※ 詳細な日時・場所については、採択された団体・個人等に対してメールでご連絡します。
- ※ 上記のほかに e ラーニング研修の実施を予定しております。

8 費用について

(1) 応募に係る費用

応募に際する申込費用や採択後の企画実施に伴う出展費用は不要です。ただし、提出書類の作成及び提出に要する費用は応募者の負担とします。

(2) 運営に係る費用

会場までの移動、制作に要する諸経費、展示作業に伴う費用、資材・機材の運搬費等をはじめ、運営に必要な費用については、すべて実施者の負担とします。

なお、活動拠点内における施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険は主催者が一括して加入する予定です。

(3) 来場者からの徴収

国際博覧会では、「過度な商業主義の防止」が提唱されています。

これを踏まえ、本事業における費用徴収、物販等の取扱いについては、以下のとおりとします。

■来場者からの徴収について

- ・ 商業行為を主たる目的とした活動の実施はできません。
- ・ 商品の販売を主目的とする単純な物販行為は原則認めません。
- ・ 商品の購入を参加の条件とすることはできません。
- ・ 「体験料」「参加費」などの名目で来場者から費用を徴収することはできません。ただし、来場者が企画を通じて作成したものを持ち帰ることを希望する場合や来場者がその場で消費する場合であり、かつ主催者が認めた場合には、実費相当分の徴収が可能です。

■実費相当分を徴収する場合の取扱い

- ・ 来場者から実費相当分の徴収をする場合、以下の条件のもとで実施していただきます。
 - 決済手段：協会が用意する決済端末をご利用いただき、決済システムの利用料等を徴収する予定です（詳細は決まり次第お知らせします）。
 - ※ 現金による徴収は不可となります。
- ・ 来場者から徴収する費用の管理及び金銭の取り扱いについては、実施者の責任において行ってください。
- ・ 会場における費用の管理や金銭の取扱い等に関するトラブルについて、主催者は一切責任を負いません。

9 特記事項

本募集要項及び別紙に記載のすべての内容は、2026 年 7 月 13 日時点での計画内容となります。今後の状況により変更・修正することがあります。

最新情報は、協会ホームページにて随時掲載しますので、ご確認ください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/learn-enjoy/letsgreen/>

◇問合せ

「環共」プログラム運営事務局

E-mail : info@letsgreenaction.expo2027yokohama.or.jp

電話 : 03-6268-8676

件名を「【問合せ】レッツグリーンアクションについて（団体名等）」として送付してください。